豊田市農業委員会議事録

令和6年1月29日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和6年1月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎3階、南31会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第5号	農用地利用集積計画の決定について
議案第6号	農用地利用集積等促進計画案について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について 競売農地買受適格者証明願について(転用目的) 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (18名)

豊	中川	3番	正樹	築山	2番	喜一郎	鈴木喜	1番
和人	近藤	6番	峰男	深津	5番	敏明	中根	4番
逸次	梅村	9番				俊雄	杉浦	7番
伊藤喜代司		12番	省治	水野	11番	広	水嶋	10番
満	加知	15番	匡代	中島	14番	貢司	梅村	13番
如実	林	18番	雅博	倉地	17番	政和	伊藤	16番
						雅子	杉田	19番

< 欠 席 委 員 > (1名) 8番 石川 文志

< 事務局説明員 >

 事務局長
 小木曽哲也
 副主幹
 山岡
 雅史
 担当長
 加藤
 泰平

 主任主査
 杉本
 一浩
 主
 査
 神谷
 一平
 主
 査
 井上
 貴道

 主
 査
 岩月
 彰弘

(開会 午後 2時00分)

会 長: ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局: 本日の欠席委員は、8番、石川文志委員。委員の半数以上の出席を得ており

ますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長: ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

14番、中島匡代委員、15番、加知満委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第1号から第6号までの審議案件6件と、その他の報告案件6件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和6年議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局: 令和6年議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

1番、千足町の件。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

2番、和会町の件。

担当推進委員の山田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

3番、黒坂町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

4番、下山田代町の件。

担当推進委員の天野委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

5番、大沼町の件。

担当推進委員の天野委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

6番、大沼町の件。

担当推進委員の天野委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可 の条文に該当しないことを確認しております。 以上です。

会 長: 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。 ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長: 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第1号で上程されました6件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長: ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第1号は承認決定されました。

令和6年議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局: 令和6年議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

1番、竜神町の件、自己用住宅です。農地区分は、第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。許可基準は、第1種農地で、住宅、その他申請地周辺の居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

近藤委員: 問題ありません。

事務局: ありがとうございます。

続きまして、2番、保見町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水嶋委員: 問題ございません。

事 務 局: ありがとうございます。

続きまして、3番、迫町の件、駐車場です。第1種農地です。判断基準は、 おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。許可基準は、第1種農 地で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張に該当します。

お願いします。

梅村(貢)委員: 問題ありません。

事務局: ありがとうございます。

続きまして、4番、大ケ蔵連町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成6年に居宅・車庫を建築した場所に、今回 新たに居宅を建築してしまったものを、是正するものになります。

お願いします。

加知委員: 問題ありません。

事務局: ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認して おります。

以上です。

会 長: 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長: 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第2号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

会 長: ありがとうございます。挙手多数と認めます。 よって、議案第2号は、適当である旨、承認されました。 令和6年議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。 事務局の説明を求めます。

事 務 局: 令和6年議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。 立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

> 1番、前田町の件、駐車場・資材置場です。第3種農地です。判断基準は、 街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準 は、第3種農地につき許可できるに該当します。

> 続きまして、2番、丸山町の件、貸し店舗及び駐車場です。第3種農地です。 判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で す。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

> 続きまして、3番、司町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、 新上挙母駅からおおむね500メートル以内です。許可基準は、第2種農地で、 周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができる ものを除き、許可できるに該当します。

> 4番、御幸町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、新上挙母駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

5番、宮口町の件、資材置場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

6番、若草町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、上豊田駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員: 申請番号1番から6番、問題ありません。

事務局: ありがとうございます。

続きまして、7番、岩滝町の件、資材置場・駐車場です。第2種農地です。 判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員: 問題ありません。

事務局: ありがとうございます。

続きまして、8番、大成町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、9番、福受町の件、工場です。第1種農地です。判断基準は、 おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。許可基準は、第1種農 地で、住宅、その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落 に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

中根委員: 9番、筆数が多かったんですけれども問題ありません。8番も問題ありません。

事 務 局: ありがとうございます。

続きまして、10番、永覚新町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断 基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。許可基準は、 第1種農地で、住宅、その他申請地周辺の居住者の日常生活上・業務上必要な 施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、11番、鴛鴨町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。許可基準は、第1種農地で、住宅、その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上主要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

深津委員: 2件とも問題ありません。

事務局: ありがとうございます。

続きまして、12番、大林町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設等がある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、13番、竹町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、14番、中町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員: 3件とも問題ありません。

事務局: ありがとうございます。

続きまして、15番、堤町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。許可基準は、第1種農地で、住宅、その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

杉浦委員: 異議ありません。

事務局: ありがとうございます。

続きまして、16番、高町の件、社会福祉施設です。第2種農地です。判断 基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降、同基 準は、その他2種農地と読ませていただきます。許可基準は、第2種農地で、 周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができる ものを除き、許可できるに該当します。 続きまして、17番、高町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村(逸)委員: 2件とも問題ありません。

事務局: ありがとうございます。

続きまして、18番、カ石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断 基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地 等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可 できるに該当します。

続きまして、19番、カ石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断 基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地 等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可 できるに該当します。

お願いします。

水野委員: 2件とも問題ありません。

事 務 局: ありがとうございます。

続きまして、20番、藤岡飯野町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に藤岡支所が存在する区域です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村(貢)委員: 問題ありません。

事 務 局: ありがとうございます。

続きまして、21番、木瀬町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

中島委員: 問題ありません。

事 務 局: ありがとうございます。

続きまして、22番、小原町の件、資材置場・駐車場です。第2種農地です。 判断基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種 農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、 許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、昭和38年頃から当該地を本宅への進入路として許可申請をせずに利用していたものを、今回の事業の一体利用地に転用申請することで是正するものです。

お願いします。

加知委員: 問題ありません。

事務局: ありがとうございます。

続きまして、23番、明川町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断 基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地 等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可 できるに該当します。

お願いします。

伊藤(政)委員: 問題ありません。

事務局: ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認して おります。

以上です。

会 長: 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長: 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第3号で上程されました23件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

会 長: ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第3号は、適当である旨、承認されました。

令和6年議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局: 令和6年議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

1番、幸町の件。

担当推進委員の中尾委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

以上です。

会 長: 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長: 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第4号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長: ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第4号は承認決定されました。

令和6年議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局: 令和6年議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に 基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和6年2月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第5号資料①は、利用権の総括表になります。議案第5号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙、議案第5号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも 令和6年2月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、327筆、420,636平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長: 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長: 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第5号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長: ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第5号は承認決定されました。

令和6年議案第6号「農用地利用集積等促進計画案について」。

農政企画課の説明を求めます。

事務局: 令和6年議案第6号「農用地利用集積等促進計画案について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用 地利用集積等促進計画について、農業委員会の意見を求めます。

議案第6号資料を御覧ください。

今回、資料のとおり、利用権設定中の63筆、5万1,962平方メートルの 農地について、権利の移転を行うものです。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構は それを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出。県が認可、公告とい った手順の後、権利が移転されます。

以上です。

会 長: 農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長: 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第6号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長: ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第6号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局: 議案13ページ及び別紙配付資料19ページ及び20ページを御覧ください。 報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

> こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務 局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地 に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案14ページを御覧ください。

報告、競売農地買受適格者証明願について(転用目的)です。

申請者が農地の競売に参加し、転用目的で競売農地を取得するに当たり、農 業委員会が買受適格者であることを証明するものです。

記載の寿町の2件について、いずれも既に事務局で証明願を受理し、証明書を交付していることを報告いたします。

続いて、議案15ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

令和5年受付分として、185番、浄水町の案件から、16ページを御覧ください、192番、西岡町の案件までの8件、17ページを御覧ください、令

和6年受付分として、1番、御立町の案件から、18ページを御覧ください、 5番、大成町の案件までの5件、合計13件について、いずれも賃貸借権の合 意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案19ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

令和5年受付分として、11番、黒坂町の案件について、2アール未満の農業用倉庫につき適用除外として、既に事務局で受理していることを報告します。 続いて、議案20ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。 令和5年受付分として、50番、金谷町の駐車場の案件から、52番、朝日 ケ丘の駐車場の案件までの3件、21ページを御覧ください、令和6年受付分 として、1番、聖心町の共同住宅の案件の1件、合計4件について、いずれも 市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いた します。

続いて、議案22ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について。令和5年受付分として、226番、荒井町の自己用住宅の案件から、24ページを御覧ください、236番、朝日町の分譲住宅の案件までの11件、25ページを御覧ください、令和6年受付分として、1番、土橋町の駐車場の案件から、3番、花園町の共同住宅の案件までの3件、合計14件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長: これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時23分)

議事録署名者

ED ED